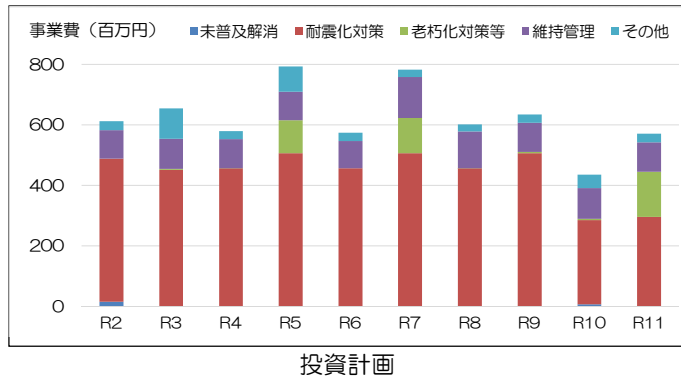


4. 経営戦略

3つの基本目標「I安全」・「II強靱」・「III持続」を達成するため、本経営戦略における投資計画と財政計画の目標を次のように定め、毎年進捗管理を行うことで、将来にわたって安定的な事業運営を行っていきます。

■投資計画の目標

- ・緊急貯水槽の整備
- ・施設の耐震適合管の割合100%

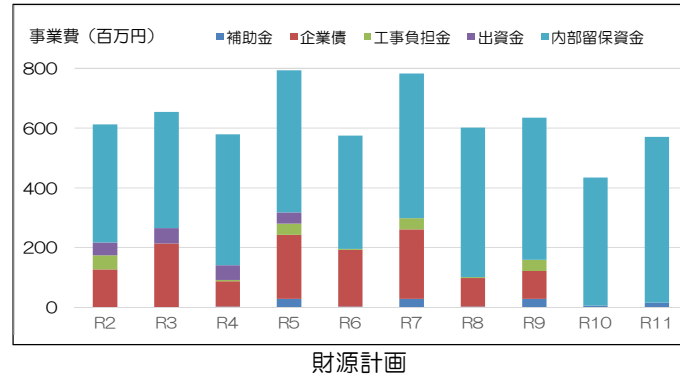


投資計画

投資計画には、地震などの災害時の被害最小化（耐震化事業）や施設の老朽化に伴う事故の未然防止等のための事業を計上します。特に管路施設の耐震化対策と老朽化対策（一部共通事業）については事業費を平準化することにより、限られた人員での対応が可能となるとともに、企業債発行額の抑制も可能になります。

■財源計画の目標

- ・黒字経営（純損益がプラス）
- ・流動比率200%程度を維持する



財源計画

財源計画には、建設改良費の財源として基幹管路の耐震化等による国庫補助金や緊急貯水槽の整備等による出資金の対象になるものを見込み、内部留保資金（現金及び預金等）を活用することにより企業債の抑制を図るように設定します。

○財政収支見通し

投資・財源計画に基づく財政収支見通しの試算結果を示します。

（1）収益的収支

令和6年度に一時的な要因により赤字計上となるものの、それ以降は安定して黒字経営が可能となることから、計画期間中に、直ちに料金水準を見直す必要はありません。

ただし、受水単価が変動した場合は、料金水準の見直しも含めた経営改善策が必要となる可能性があります。

（2）企債残高

企債残高と現金及び預金（内部留保資金）はほぼ横這いで推移し、流動比率は目標である200%程度を維持することができます。

○収支改善に向けた取組

広域化等、民間活用、性能の合理化（スペックダウン）の検討、予防保全による適切な維持管理（長寿命化）などにより、投資の合理化や経常経費の見直しを図ることで更なる収支改善に向けて取り組みます。



収益的収支の見通し

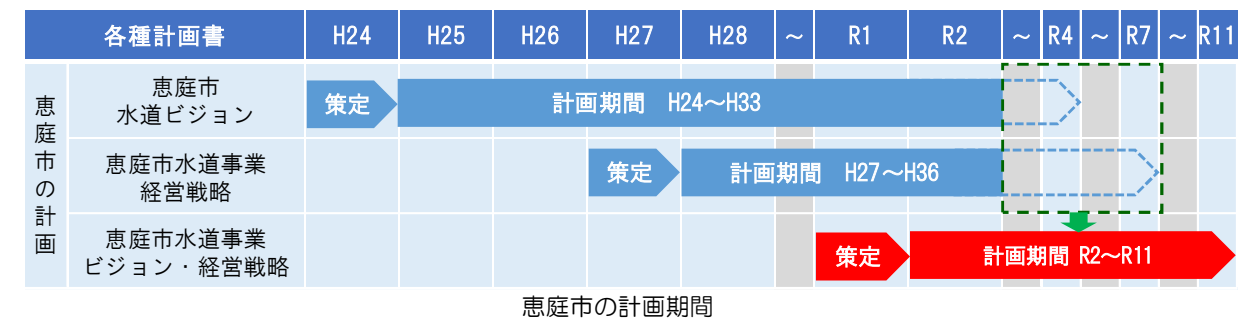


企債残高等の見通し

1. 改定にあたって

恵庭市では平成24年度に「水道ビジョン」、平成27年度に「経営戦略」をそれぞれ策定していましたが、これらは相互に関連するものであるため、本改訂に合わせて「恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略」として1つにまとめることにより、計画期間及び見直し時期の同一化を図るとともに、合理的かつ効率的に策定することとしました。

また、「恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略」は、上位計画である「第5期恵庭市総合計画」の目標を達成するため、厚生労働省が公表した「新水道ビジョン」、北海道が公表している「北海道水道ビジョン」及び「水道整備基本構想」に掲げられた目指すべき方向性を踏まえ、恵庭市が今後10年間（令和2年度から令和11年度）に取り組むべき方策を示すものです。



恵庭市の計画期間

2. 水道事業の現状評価・将来の事業環境

○施設の耐震性

配水池及びポンプ場は全て耐震化されていますが、管路施設の耐震化率は約90%であり、今後は100%を目指し、非耐震管を優先的に更新していく必要があります。

○人口減少・水量の減少

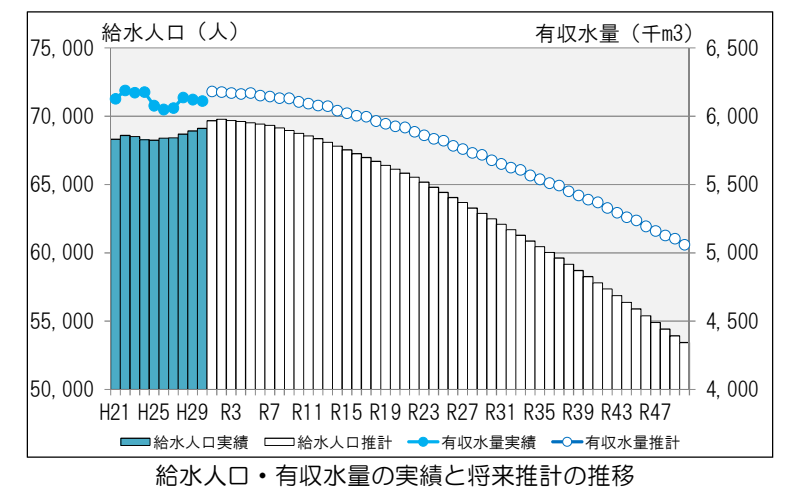
恵庭市人口ビジョンの推計では令和2年から給水人口は減少に転じ、それに伴い有収水量も減少する見込みです。このような環境の中で事業運営を余儀なくされることから、計画的な財政運営が必要となります。

○施設の老朽化

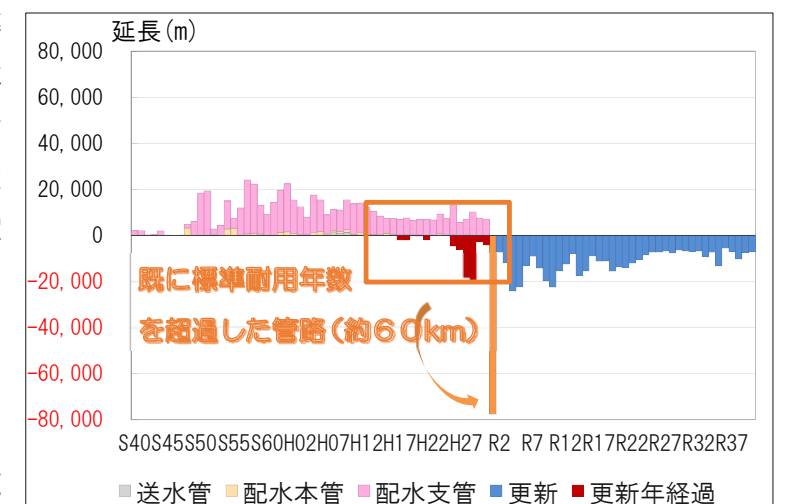
水道施設においては、平成30年度末時点で既に標準耐用年数を超過する管路が約60kmを超え、それ以降は最大で25km/年程度の更新が必要となってきます。今後は現実的な実用年数を踏まえた目標耐用年数を設定するとともに、施設の重要度に応じた優先順位等を設定して計画的に更新していくことが重要になります。

○職員数及び技術力の確保

今後、管路の更新事業等の増加に伴って、職員1人当たりの業務量は増加し負荷が高くなっていく事が予測されますが、組織や各種業務の見直しによる外部委託拡大の検討を進め、本計画期間の中で人員削減も含めた最適な人員配置の見直しを検討する必要があります。



給水人口・有収水量の実績と将来推計の推移



水道管路の標準耐用年数経過推移

3. 基本理念と施策内容

基本理念：市民のために水道は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る

「恵庭市水道事業ビジョン・経営戦略」における基本理念は、これまでの基本理念を引き継ぎ設定しました。またこれを実現するため、国の「新水道ビジョン」に掲げられた3つの観点「Ⅰ安全」・「Ⅱ強靱」・「Ⅲ持続」に対し基本目標を定め、現状分析・課題や将来の事業環境を踏まえて、8つの基本方針に基づき14の施策に取り組みます。

Ⅰ 安全：安心・安全な水道水の確保

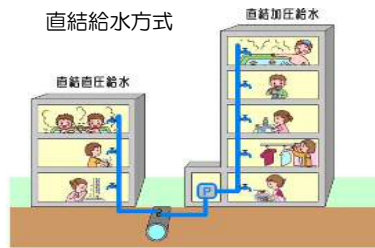
(1) 水質管理体制の充実

施策1：水安全計画の適切な運用

- 水安全計画の定期的な見直しを行い、安全な水の供給を確保するための水道システムを構築します。

施策2：水質管理体制の徹底強化

- 水質検査計画に基づき適切な頻度で水質検査を実施します。
- 水質状況をホームページに掲載するなど、広報の充実を目指します。
- 現在フェンスが設置されていない牧場配水池へのフェンスの設置や各施設への警報装置（赤外線カメラ等）の設置について検討します。



(2) 供給水質の確保

施策3：直結給水の推奨

- 新設の建築物は直結給水を推奨します。
- 受水方式から直結給水への切替えの普及に努めます。
- 関係部署と連携し、直結給水のメリットをPRするなど積極的な広報を行います。

施策4：給水装置等の適正管理

- 給水装置工事設計施工指針をホームページに公開するなど、情報を速やかに提供し適正な給水装置工事の施工を推進します。
- 指定給水装置工事事業者の更新制度導入により、事業者の資質の保持や実態との乖離の防止を図ります。
- 貯水槽水道管理者への啓発として、関連部署と連携し、水質改善等に関する案内周知を実施します。

Ⅱ 強靱：災害に強い水道の構築

(1) 水道施設の強靱化

施策1：耐震化の推進

- 地震に弱いとされる塩化ビニル管(TS継手)について、耐震性を有する管への更新を優先的にを行います。

施策2：適切な資産管理の推進

- 本市では水道事業と下水道事業が異なるシステムで管路台帳を整備しているため、利用者の利便性の向上に向け下水道事業と管路台帳システムの統一を図ります。
- タブレットなどのICT技術の活用により、現場作業の効率化を図ります。

(2) 災害対策・危機管理体制の強化

施策3：応急給水体制の確保及び推進

- 地震などの災害発生時に飲料水の供給ができない場合に備えて、緊急貯水槽整備計画を推進します。
- 給水車の導入と防災訓練の実施を行い、応急給水体制を充実します。

施策4：災害時応急活動体制の整備

- 事業の継続に影響を与える事態が発生した場合においても、許容期間内に業務レベルを復旧させることを目指し、BCPを見直します。
- 現在策定している危機管理対策マニュアルについて最新の事項を踏まえた更新を行っていきます。

Ⅲ 持続：次世代につなぐ水道事業運営

(1) 水道施設の効率的な整備

施策1：老朽管路の計画的な更新

- 標準耐用年数(40年)を超過した管路や今後更新を迎える管路の増大に備え、管路更新計画に基づき、効率的に管路の更新を行います。

施策2：漏水対策の強化

- 水道法改正に基づき施設の点検要領等を策定し、適正に運用します。
- 漏水発生時における民間事業者との連携を強化します。



漏水現場の様子

(2) 人材の育成と技術の継承

施策3：職員教育の充実

- 技術職員の業務マニュアルを整備します。
- 研修会へ積極的に参加するなど、職員研修を継続して行います。
- 他市との技術交流を継続して行います。
- 専門職員制度を検討します。



内部研修会の様子

(3) 経営基盤の安定

施策4：財政状況の把握と健全経営

- 経営戦略の進捗管理を行い、財政計画の見直しを行います。

施策5：水道事業広域化の推進

- 水道法改正に基づく広域連携は、推進役である北海道や水道企業団と連携し検討します。
- 近隣事業者と連携を図るため、意見交換会や技術講習会の実施による人事交流などを行っていきます。

(4) サービスの向上経営基盤の安定

施策6：利用者サービスの充実

- キャッシュレス決済の拡充などにより利用者サービスの充実を図ります。
- 専用ホームページを開設します。